

熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、県民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。本県の森林は県土の約6割を占めており、戦後植栽されたスギやヒノキの人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を積極的に利用することにより、林業や木材産業の振興に資するとともに森林が持つ様々な公益的機能を十分に発揮させることが必要である。

森林から供給される木材は、加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。さらに、木材によって形成される空間は、人の健康や心理面で非常に良い影響をもたらすことが明らかになっている。

このように木材の利用は、本県がめざす低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社会「環境立県くまもと」の形成に寄与するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、県民共有の環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

県では、「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置し、積極的に木材の利用に取り組んでおり、県が直接又は市町村等への補助等により実施する公共施設・公共工事（以下「県等工事」という。）において木材の利用を一層促進し、この取組を市町村や民間事業者、さらには県民まで波及させることを目的として、ここに公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に基づく「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」を定めるものとする。

- * 公共建築物等：公共施設と公共工事の総体
- * 公共施設：公共性の高い建築物及びその附帯施設
- * 公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港その他の土木工事

第1 公共建築物等における木材の利用の促進を図るための基本的事項

1 木材の利用を促進すべき対象

ア 県等工事で整備する公共施設

広く県民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等

イ 県等工事以外で市町村や民間事業者等が整備するアに準ずる建築物

ウ 民間事業者が行う公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所等の建築物

エ 公共工事で設置する施設

2 木造計画・設計基準等の活用

公共施設の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目

的として国が定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

3 木材の地産地消の促進

ア 県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

第2 県等工事で整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 低層（3階建て以下）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。
- 2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を推進する。特に、県民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。
- 3 公共施設の木造率及び内装木質化率の目標について、別表1に定める。
- 4 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。
- 5 公共工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。
- 6 その他木材の利用に当たり、以下の事項に配慮する。
 - ア 「規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）」による規制の見直しに係る公共施設については、積極的に木造化を図る。
 - イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。
 - ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第3 公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給等に携わる者の役割
 - ア JAS製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。
 - イ 公共施設の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。
- 2 県の役割
 - ア 法第10条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第7条の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、市町村と連携を図りながら適確な運用に努める。
 - イ 県等工事において、原則としてJAS製品又は合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。
 - ウ 公共建築物等を整備しようとする市町村に対し、木材の利用に関する専門的な知見を提供する。

- エ 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備を支援する。
- オ 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
- カ 木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再生林など適確な更新の確保を図る。

第4 推進体制

- 1 推進本部は、方針第2に定める目標達成に向けた取り組みについて協議するとともに、達成状況を検証し公表する。
- 2 推進本部を構成する各部局は、県等工事で整備する公共施設において、可能な限り木材の利用が図られるよう、関係者の協力を得て企画・計画の初期段階において木材利用の可能性を検討する。
- 3 推進本部は、木材の利用の促進を図るため、以下の総合的な施策に取り組む。
 - ア 公共施設における木材の利用を担う設計・施工業者、木材の加工・流通業者その他人材の育成を図る研修等の実施
 - イ 強度や耐火性に優れた木材又は木材を利用した建築工法等に関する研究や技術開発成果の収集及び普及
 - ウ 公共施設における木材の利用の具体的事例、建築コスト、木材調達方法等に関する情報の収集及び普及
 - エ 木造基準の活用及び普及
- 4 推進本部は、木材を利用する意義の理解が深まるよう、県産材需要拡大県民運動推進会議と連携するとともに、関係者に以下の要請を行う。
 - ア 市町村に対する積極的な木材の利用
 - イ 民間が整備する公共性の高い建築物への木材の利用

第5 公共建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

- 1 市町村の役割
 - ア この基本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえ定めた、市町村区域内の公共施設における木材の利用の促進に関する方針の適切な運用に努める。
 - イ 方針の運用にあたり、学校教育、社会福祉等関連する分野の施策との調和及び連携、広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制、森林法に沿った森林の適正な整備の推進等に配慮する。
 - ウ 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。
- 2 公共建築物等の推進にあたり考慮すべき事項
 - ア 木材の利用にあたり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストの縮減を図る。

- イ 公共施設については、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストの縮減を図る。
- ウ 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、角材を活用した壁柱・重ね梁、CLT（直交集成板）等）の活用に努める。
- エ 建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校や、延べ面積3,000m²を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- オ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。
- カ 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

別表1 (第2の3関連)

	基準年 (H26)	目標年 (H32)	対 象
木造率 (注1)	62%	75%	方針第2の1 に定める施設
内装木質化率 (注2)	(67%) 参考値	80%	方針第2の2 に定める施設

※現状に応じた当面の目標値は上記のとおり定めるが、対象施設の原則木造化(100%)に向けて取組を推進するものとする。(参考H37年度100%)

※基準年の内装木質化率は、旧基準で木質化を達成している件数をもとに算出した。

(注1) 木造率の定義

建物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設数に占める木造化された施設数の割合を「木造率」という。

この場合、上記の構造耐力上主要な部分の概ね5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。

また、木造とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で概ね5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。

(注2) 内装木質化率の定義

建築物の新築、改修、模様替え等(以下、新築等という)に伴い壁、床等の室内に面する部分に木材を利用することを「内装木質化」といい、新築等が行われた施設数に占める内装木質化が行われた施設数の割合を「内装木質化率」という。

この場合、壁、床等のいずれかの施工面において全て木材が使用されている(内装制限を受ける壁の施工においては床面より1.2m以下とする)、若しくは、部屋全体に占める目視可能な木質割合(以下、木視率という)が概ね3割を超えていることを内装木質化が行われた施設とする。

また、部屋が複数ある場合は部屋ごとに上記定義に照らし個々に内装木質化を判定し、部屋総数の5割を超える場合(個々の判断が困難な場合は施設全体に占める木視率が概ね3割を超えている場合)を内装木質化が行われた施設とする。

附則

この方針は、平成23年2月20日から施行する。

この方針は、平成29年1月16日から施行する。

この方針は、平成29年11月6日から施行する。

この方針は、平成30年11月5日から施行する。